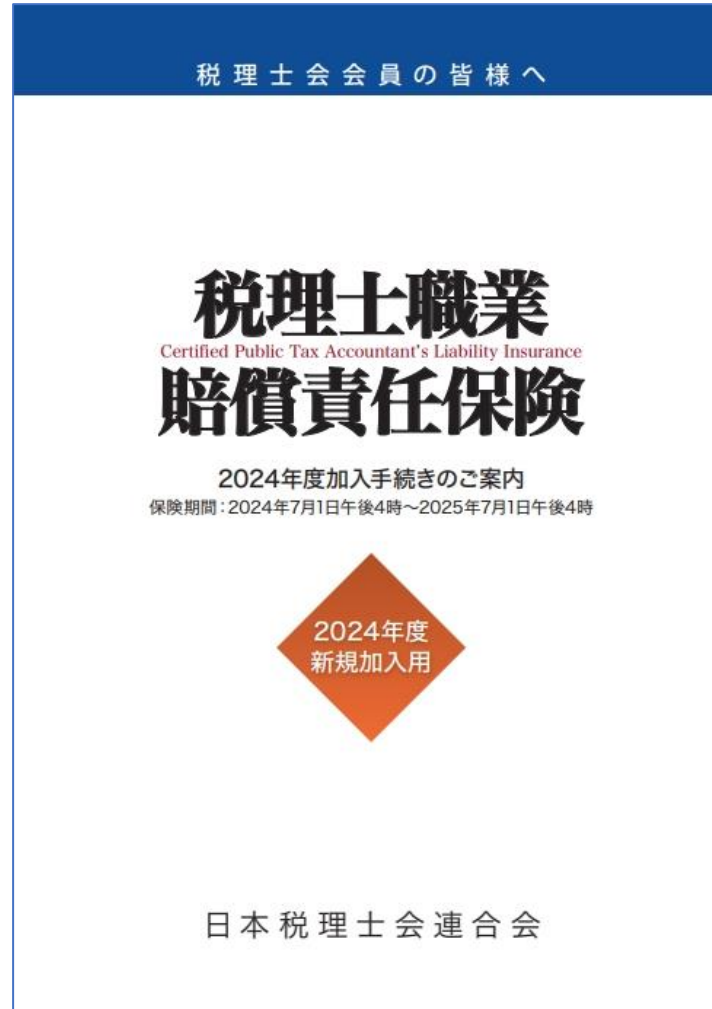


税理士職業賠償責任保険について



2024年度新規加入用のパンフレットに沿って解説いたします。

税賠保険の特徴

1 税理士または税理士法人が税理士資格に基づいて行った業務によって生じた損害賠償請求事故を補償します。

- ・この保険は、過大納付事案を主な保険金支払いの対象としています。
- ・加算税、延滞税などの付帯税は保険金のお支払い対象外です。

保険金支払い事例

- ・課税事業者選択届出書の提出を忘れたため過大納付となった。
- ・消費税の個別対応方式と一括比例配分方式の選択誤りにより過大納付となった。
- ・所得拡大促進税制の適用失念により法人税が過大納付となった。
- ・小規模宅地等の特例の適用失念により相続税が過大納付となった。等

2 日本税理士会連合会を保険契約者とする団体契約です。

※日本税理士会連合会へ登録・届出をされている税理士および税理士法人がご加入いただけます。

3 保険期間中に損害賠償請求を受けた場合等を補償の対象としています。

※業務を行った時の保険加入の有無は問いません。

※税理士業務を行ったときではなく、依頼者から損害賠償請求を受けたとき、または請求原因・事由の発生を知ったときが事故日となります。

4 2種類の特約をご用意しています(追加保険料が必要です)。

① 事前税務相談業務担保特約 — この特約の詳細はP10をご覧ください。

※主契約でカバーできない課税要件事実発生前(計画段階)の税務相談を補償します。

② 情報漏えい・サイバーリスク担保特約

— この特約の詳細はP14をご覧ください。

※情報漏えいまたはそのおそれによる各種対応費用、サイバー攻撃対応費用、データ等復旧費用などを補償します。

5 お支払いいただいた保険料は全額必要経費(税理士法人の場合は損金)に算入できます。

6 個人用保険(対象：開業税理士・所属税理士)と、法人用保険(対象：税理士法人)の2種類があります。

- ・税理士会の登録区分によって選択してください。
- ・税理士法人は、本店と支店あわせて、ひとつの加入となります。

7 団体契約の保険期間は、2024年7月1日午後4時から1年間です。

8 保険期間の途中からでも加入できます。(保険料月割)

- ・加入受付期間は、2024年6月から2025年3月末日までです。
- ・保険開始日は保険料払込日の翌月1日午後4時から、保険満期日は2025年7月1日午後4時です。

9 税賠保険専用の払込取扱票(兼申込書)を使用し、保険料をお払い込みいただきお手続きは完了します。その他にご提出いただく書類はありません。

- ・申込書に契約内容を記入・捺印のうえ、加入月数分の保険料をゆうちょ銀行(郵便局)からお払い込みください。 → P18『 申込方法』をご覧ください。

10 保険料お払込みに際してのご注意

- ・初年度は、上記「郵便振替方式のみ」の受付となります。
- ・団体契約につき、銀行からの振込には対応できませんのでご了承ください。
- ・契約更新時からは保険料口座引落しがご利用になれます。

〈ご留意点〉

保険料が10万円を超える場合は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、ゆうちょ銀行(郵便局)には「取引時確認」が義務付けられています。確認書類・委任状等をご準備ください。

II 税賠保険(主契約)

1 対象となる税理士業務

●主契約の対象となる「税理士業務」の範囲は、次の通りです。

税理士法規定	税賠保険で対象となる業務
(1)	税務代理
(2) 税理士法第2条1項	税務書類の作成
(3)	税務相談
(4) 税理士法第2条2項	上記(1)～(3)の業務に付随して行う業務(税理士法第2条第2項業務)のうち、財務書類の作成または会計帳簿の記帳の代行
(5) 税理士法第2条の2	裁判所における補佐人としての陳述
(6) 税理士法第48条の6	被保険者が税理士法人である場合、税理士法第48条の6の規定に基づいて委託を受けて行う事務

2 補償内容

■主契約は、税理士または税理士法人が、税理士の資格に基づいて行った業務に起因して、業務を委嘱した納税者等に財産上の損害を与えたこと等により、保険期間中に日本国内で損害賠償請求を提起された場合において、法律上の賠償責任を負担したことによって被る損害に対して、保険金をお支払いするものです。

■主契約で、主としてお支払いの対象となるのは、税理士または税理士法人の過失により、納税者が過大申告・過大納付した事案です。

■過少申告・過大還付請求事案は原則として対象外です。(過少申告事案において、税理士または税理士法人の過失がなかったとしても納税者が納付しなかった本税や過少申告加算税等については、保険金の支払対象となりません。)

3 被保険者

主契約で補償を受けることができる方(被保険者)は、次のとおりです。

●被保険者の範囲

(1) 税理士	加入者証に名称が記載された税理士または税理士法人(以下、「記名被保険者」といいます)
(2) 税理士法人	
(3) 上記(1)の業務の補助者たる税理士	記名被保険者の業務の補助者としての業務遂行
(4) 上記(2)の社員または使用人である税理士	に関してのみ補償の対象(被保険者)となります

4 支払限度額・免責金額 (保険料は個人用P24～25、税理士法人用P26～27をご覧ください)

●支払限度額 7種類の主契約タイプから選択できます。

主契約タイプ	1型	2型	3型	4型	5型	6型	7型
1請求につき	500万円	1,000万円	3,000万円	5,000万円	1億円	2億円	3億円
保険期間中※	1,000万円	2,000万円	6,000万円	1億円	2億円	4億円	6億円

※保険期間中の支払限度額は、保険期間中に複数の保険事故が発生した場合における累計の支払限度額を指します。

※税理士法人の保険期間中の支払限度額は、「保険期間中の支払限度額×社員税理士数」となります。ただし、いずれの主契約タイプについても、20億円が限度額となります。

●免責金額(1請求につき) 30万円

●支払限度額・免責金額の適用において、被害者・被保険者の数にかかわらず、この保険契約の保険期間中に提起されたものであるかどうかを問わず、同一の原因・事由に起因して被保険者に対してなされたすべての請求を「1請求」とします。「1請求」を構成するすべての請求は、最初の請求の時になされたものとみなします。(申告期が複数期に渡っていても、同一の原因・事由であれば1請求とします。)

〈ご参考〉主契約タイプの決定について

主契約タイプの決定に際しては様々な考え方がありますが、一例として、関与先の納税額等をご勘案のうえ検討されることをお勧めします。

5 お支払いする保険金

●主契約では、次のような損害賠償金や諸費用に対し保険金をお支払いします。

(1)	法律上被害者に支払うべき損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要になります。なお、引受保険会社は示談交渉サービスを行いません。
(2)	弁護士報酬などの争訟費用 ※引受保険会社の書面による同意が必要です。
(3)	他人から損害賠償を受ける権利の保全または行使のため、または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために支出した必要または有益な費用 ※引受保険会社の書面による同意が必要です。
(4)	事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないと判明した場合において、被保険者が支出した緊急措置に要した費用およびあらかじめ引受保険会社が書面により同意した費用
(5)	引受保険会社の求めに応じて、引受保険会社への協力のために支出された費用

6 保険金のお支払い方法

- (1) 前項5 (1) の損害賠償金については、その額から免責金額 (30 万円) を差し引いた額に対して、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。
- (2) 前項5 (2) ～ (5) の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります。ただし、(2) の争訟費用について、損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額 ÷ 損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

保険金支払例：損害賠償金が1,000万円、争訟費用に50万円を要した場合

[1] 主契約タイプ2型 (支払限度額1 請求につき1,000万円の場合)

損害賠償保険金： $(1,000\text{万円} - 30\text{万円}) = 970\text{万円}$

争訟費用保険金：損害賠償金 ≤ 支払限度額のため 50万円

合わせて 1,020万円 が保険金として支払われます。

[2] 主契約タイプ1型 (支払限度額1 請求につき500万円の場合)

損害賠償保険金： $(1,000\text{万円} - 30\text{万円}) = 970\text{万円} > 500\text{万円}$ のため 500万円

争訟費用保険金：損害賠償金 > 支払限度額のため $50\text{万円} \times \frac{500\text{万円}}{1,000\text{万円}} = 25\text{万円}$

合わせて 525万円 が保険金として支払われます。

7 保険金のお支払い対象とならない主な場合(免責事由)

- 次の事由によって生じた損害については、保険金のお支払い対象とはなりません。

保険金のお支払い対象とならない場合の一部を記載しております。

詳細は保険約款をご確認ください。

(1)	過少申告加算税・無申告加算税・不納付加算税・延滞税・利子税または過少申告加算金・不申告加算金・延滞金に相当する損害
	次の各号に掲げる本税(累積増差額を含みます。)等の全部または一部に相当する損害
(イ)	納付すべき税額を過少に申告した場合において、修正申告・更正・決定等により本来納付すべき本税
(ロ)	還付を受けるべき還付金の額に相当する税額を過大に申告した場合において、修正申告・更正・決定等によっても本来還付を受けられなかった税額もしくは本来納付すべき本税。または還付申告が無効とされた場合(還付申告を取り下げた場合を含みます。)において、本来還付を受けられなかった税額もしくは本来納付すべき本税
(ハ)	上記(イ)(ロ)の本税または還付を受けられなかった税額に連動して賦課される本税または還付を受けられなかった税額
	※「本来納付すべき本税」および「本来還付を受けられなかった税額」とは、税制選択その他の事項に関する被保険者の過失がなかったとしても被害者が納付する義務を負う本税または被害者が還付を受ける権利を有しない税額をいいます。
(3)	重加算税または重加算金を課されたことに起因する賠償責任
(4)	遺産分割または遺贈に関する助言・指導に起因する賠償責任

(5)	被保険者が代表者となる法人等に対する賠償責任
(6)	被保険者の故意
(7)	被保険者と依頼者等の他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
(8)	情報の漏えいに起因する賠償責任
(9)	サイバー攻撃に起因する賠償責任

※(8)(9)は、P14記載の「情報漏えい・サイバーリスク担保特約」に加入した場合、当該特約の補償の範囲内でお支払いの対象となります。

8 保険金支払いに関するルール

- 納税額が過大であったこと(または還付額が過少であったこと)などの結果として、納税者(依頼者)が納付すべき他の納税額が減少する場合(将来において減少する場合を含みます。)には、この減少する納税額に相当する金額を、損害賠償金の額から控除することとしています。
- 納税者(依頼者)に支払った損害賠償金が雑収入その他の益金(名目のいかんを問いません。)として計上されることによって、納税者(依頼者)の法人税、所得税、住民税等の税額が増加する場合があります。その場合、これらの増加額については、保険金のお支払い対象とはなりません。

9 保険期間と損害賠償請求との関係

- 主契約は、被保険者が保険期間中に損害賠償請求を受けた場合を保険金のお支払い対象とします。(税理士業務を行ったときではなく、依頼者から損害賠償請求を受けたとき、または請求原因・事由の発生を知ったときが事故日となります。)

[保険期間と損害賠償請求との関係]



ただし、次の事由に起因する損害については、保険金のお支払い対象とはなりません。

- (1) 保険期間開始前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた事実・行為またはそれらに関連する他の事実・行為
 - (2) 保険期間開始前に被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を保険契約者または被保険者が知っていた場合(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)に、その状況の原因となる事実・行為またはそれらに関連する他の事実・行為
- 主契約の保険期間開始後に、将来損害賠償請求を受けるおそれのある原因・事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、その事実・状況を引受保険会社に書面で通知してください。引受保険会社が通知を受けた場合において、通知された時点の保険契約の保険期間終了後10年以内に被保険者が実際に損害賠償請求を受けたときは、当該損害賠償請求は、保険契約者または被保険者がその原因・事由が発生したことを知ったときになされたものとみなされます。

10 補償期間延長に関する特則

- 記名被保険者において、保険期間中に次のいずれかの事由が生じた場合は、保険期間の途中で解約しない場合に限り、次年度以降の更新手続きおよび保険料は不要のうえ、補償期間が保険期間終了日以降10年間延長されます。

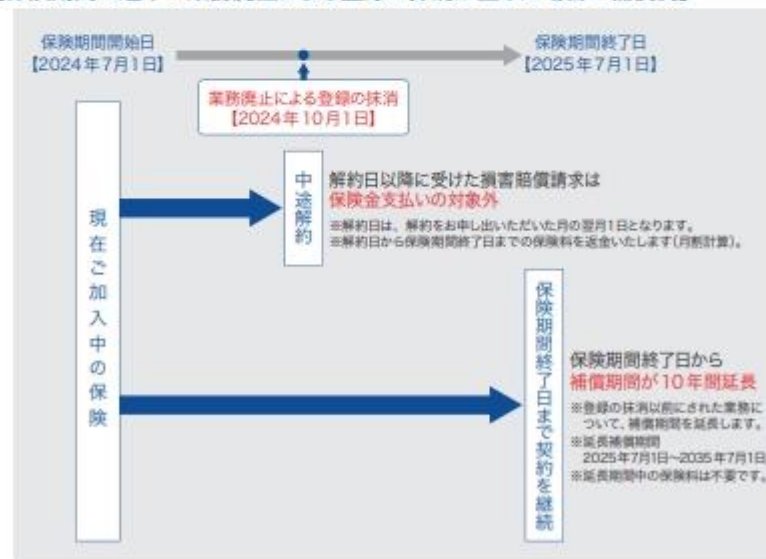
したがって、当該事由が生じる前に行った業務につき記名被保険者、またはその相続人に対して損害賠償請求がなされたときは、保険期間終了後10年以内であれば、その請求は保険期間終了日に提起されたものとみなして補償されます。

〈対象事由〉

記名被保険者	対象事由
開業税理士	①税理士登録の抹消＝ ②税理士法人の社員税理士に登録区分変更 ③他の開業税理士もしくは税理士法人の所属税理士に登録区分変更
税理士法人	解散
所属税理士	①税理士登録の抹消＝ ②開業税理士に登録区分変更 ③税理士法人の社員税理士に登録区分変更

※税理士法第26条第1項第3号のうち同法第25条第1項第3号以外の事由に該当して登録が抹消された場合を除く。

〔保険期間の途中で業務廃止による登録の抹消が生じた場合の補償例〕



11 受託物担保特約（自動付帯）

税賠保険の主契約に含めております。保険料の追加は不要です。

〔1〕補償内容

- 被保険者または事務所の従業員が、税理士業務遂行のために依頼者から預った会計帳簿、財務書類、印鑑等の受託物を損壊、紛失し、または盗取、詐取されたことにより、保険期間中に日本国内で損害賠償請求を提起され、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

〔2〕支払限度額・免責金額

- 支払限度額（1請求/保険期間中）300万円

- 免責金額（1請求につき）3万円

〔3〕お支払いする保険金・お支払い方法

- 次のような損害賠償金や諸費用に対し保険金をお支払いします。

- ① 法律上被害者に支払うべき損害賠償金（修理費等）
※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要になります。
- ② 万一訴訟になった場合の弁護士報酬などの争訟費用（引受保険会社の書面による同意が必要です。）
- ③ 他人から損害賠償を受ける権利の保全または行使のため、または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために支出した必要または有益な費用（引受保険会社の書面による同意が必要です。）
- ④ 事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないと判明した場合において、被保険者が支出した緊急措置に要した費用およびあらかじめ引受保険会社が書面により同意した費用
- ⑤ 引受保険会社の求めに応じて、引受保険会社への協力のために支出された費用

● 保険金のお支払い方法

上記①の損害賠償金については、その額から免責金額（3万円）を差し引いた額に対して、支払限度額（300万円）を限度に保険金をお支払いします。ただし、被害にあった受託物の種類に応じて、次の額が限度となります。

会計帳簿、財務書類 などの書類	再作成・再取得するために必要な費用 再作成・再取得しない場合は、情報などが記載されていない状態の 同種同様の書類を再取得するために必要な費用
上記以外の財物	時価額

上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります。ただし、②の争訟費用について、損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

〔4〕保険金のお支払い対象とならない主な場合

- 次の事由によって生じた損害については、保険金のお支払い対象とはなりません。

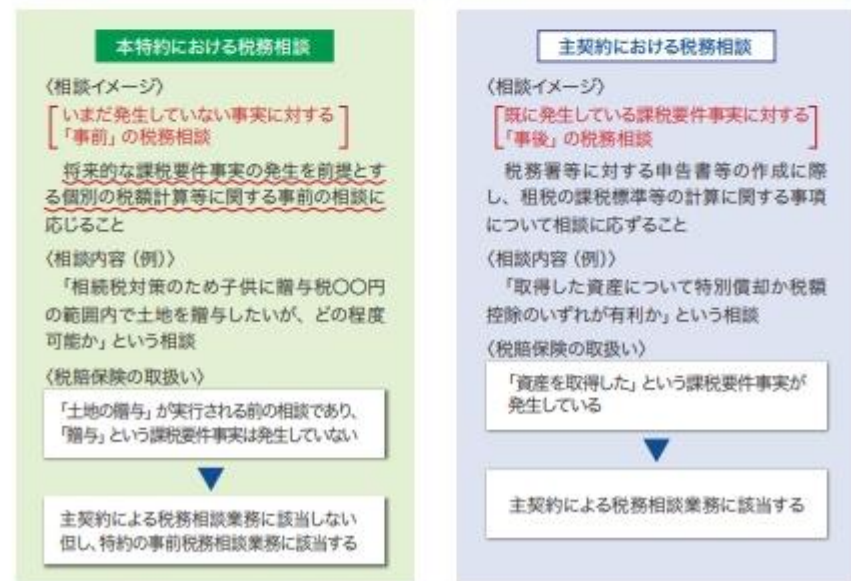
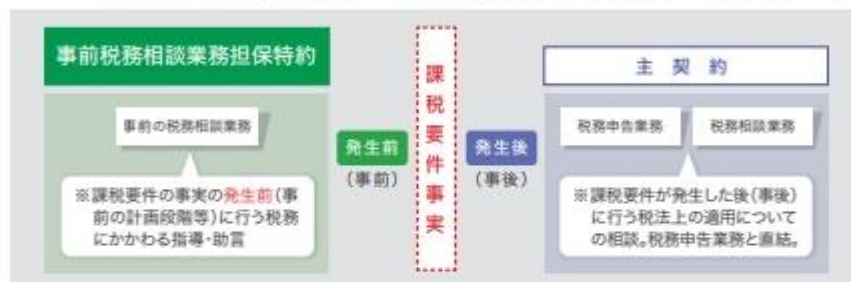
- ① 被保険者（被保険者が税理士法人である場合は、その社員または使用人である税理士を含みます。以下同様とします。）もしくはその代理人またはこれらの者の同居の親族もしくは使用人が行い、または加担した盗取、詐取に起因する損害
- ② 被保険者もしくはその代理人またはこれらの者の同居の親族もしくは使用人が所有し、または私的な目的に使用する財物に生じた事故に起因する損害
- ③ 受託物の自然の消耗もしくは性質による蒸れ、カビ、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の現象
- ④ 自然発火または自然爆発した受託物自体の損壊、またはネズミ食いもしくは虫食いなどに起因する損害
- ⑤ 電子的データまたはプログラムソフトを記録した磁気ディスク等の記憶媒体に生じた事故に起因する損害
- ⑥ 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類する預り品を損壊、紛失し、または盗取、詐取されたことに起因する損害 等

事前税務相談業務担保特約(任意加入)

本特約のみの加入はできません。必ず税賠保険(主契約)にご加入のうえお申込みください。

1 補償内容

- 事前税務相談業務とは、主契約の「税務相談」には該当しないが、「顧客の求めに応じて、将来的な課税要件事実の発生を前提とする個別の税額計算等に関する事項の相談を行う業務」のことをいいます。
- 本特約では、被保険者(主契約の被保険者と同様です)が、主契約の税理士業務より前段階において、顧客から受けた税務に関する相談に応じて行った顧客への助言・指導(不作為を含む)に起因して過大納付税額(還付不能税額を含む)が発生し、保険期間中に日本国内で損害賠償請求を提起された場合に、法律上の賠償責任を負担したことによって被る損害に対して、保険金をお支払いするものです。



※実際の保険金支払い事例はP12をご覧ください。

2 支払限度額・免責金額 (保険料は個人用P24~25、税理士法人用P26~27をご覧ください)

- 事前税務相談業務担保特約の支払限度額は主契約タイプによって決まります。
(任意に支払限度額を選択することはできません。)

主契約タイプ	支払限度額	
	1 請求につき	保険期間中
1型	500万円	1,000万円
2型	1,000万円	2,000万円
3型	3,000万円	6,000万円
4型	5,000万円	1億円
5~7型※	1億円	2億円

※1 請求支払限度額は主契約と同額となります。ただし、本特約の上限額が1億円のため、主契約5~7型にご加入の場合は自動的に1億円(保険期間中の支払限度額は2億円)となります。

- 免責金額(1請求につき)30万円

3 お支払いする保険金・お支払い方法

お支払いする保険金

- 本特約では、次のような損害賠償金や諸費用に対し保険金をお支払いします。

(1)	法律上被害者に支払うべき損害賠償金 ※過大納付税額(還付不能税額を含みます。)に相当するものに限り、 ※過少申告、過大還付請求事案は除きます。 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要になります。 ※引受保険会社は示談交渉サービスを行いません。
(2)	弁護士報酬などの争訟費用 ※引受保険会社の書面による同意が必要です。
(3)	他人から損害賠償を受ける権利の保全または行使のため、または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために支出した必要または有益な費用 ※引受保険会社の書面による同意が必要です。
(4)	事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないと判明した場合において、被保険者が支出した緊急措置に要した費用およびあらかじめ引受保険会社が書面により同意した費用
(5)	引受保険会社の求めに応じて、引受保険会社への協力のために支出された費用

保険金のお支払い方法

- (1) 上記(1)の損害賠償金については、その額から免責金額(30万円)を差し引いた額に対して、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。
- (2) 上記(2)~(5)の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります。ただし、(2)の争訟費用について、損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額+損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。
- (3) 「保険金支払いに関するルール(P7)」が適用されます。

4 保険金のお支払い対象とならない主な場合(免責事由)

- 主契約の免責事由に加えて、次の事由によって生じた損害については、保険金のお支払い対象とはなりません。
- 保険金のお支払い対象とならない場合の一部を記載しております。
詳細は保険約款をご確認ください。

(1)	将来の予測の過誤に起因する損害
(2)	第三者の知的財産権を侵害したことによる損害
(3)	ソフトウェア開発またはプログラム作成に起因する損害
(4)	講演会もしくはセミナーまたは被保険者が執筆した書籍等の内容に起因する損害
(5)	税理士以外の他士業の独占業務となっている業務に起因する損害
(6)	この保険の被保険者である税理士法人以外の法人の役員(会計参与を含む)として行った業務に起因する損害
(7)	成年後見業務に起因する損害

5 実際の保険金支払い事例(税理士職業賠償責任保険事故事例)

ご留意点

本特約は、「未だ発生していない事案に対する『事前』の税務に関する相談業務」を対象とするため、最終的な顧問先の意思決定に際しては、税務に関する要素だけでなく、税務以外の要素や顧問先自身の意思決定責任等の他の要素が関連してまいります。したがって、被保険者の責任が100%とならず、顧問先側にも一定の責任が発する「過失相殺事案」が多く発生することが予想されます。

事例1 消費税

資本金の助言誤りにより、過大納付消費税額が発生した事例

概要

税理士は、依頼者から、「資本金1,000万円での法人成りを予定している。法人成りに当たっては消費税の事業者免税点制度を適用したいと考えているが、税務上、問題点等はないか。」との相談を受け、「特段問題ない。」と回答した。税理士の回答を踏まえ依頼者は資本金1,000万円で法人成りしたところ、資本金1,000万円以上の新設法人は事業者免税点制度が適用されないため、設立第1期である令和3年2月期及び令和4年2月期の消費税について、課税事業者として申告納税を余儀なくされた。税理士から適切な助言を受けていれば資本金を1,000万円未満とし事業者免税点制度の適用を受けることができたとして、これらの期間に発生した過大納付消費税額について、税理士は依頼者から損害賠償請求を受けた。

税賠保険における判断

- 資本金の額をいくらすとすることは依頼者が判断すべき事項であり税理士が決定できるものではないが、依頼者は資本金の額を決定するに際して消費税の事業者免税点制度を活用したいと税理士に相談しており、税理士が適正な助言をしていれば資本金1,000万円未満で設立していたものと認められた。このため不十分な助言から発生した過大納付消費税額については、税理士に責任ありと判断された。
- 法人成りするにあたり消費税の特例措置を適用できるかについての相談は、課税要件事実の発生前に行う税務にかかわる指導・助言に該当することから、事前税務相談業務担保特約の支払い対象となった。

事例2 法人税

役員報酬の助言誤りにより、過大納付法人税額が発生した事例

概要

税理士は、平成29年2月期の法人税につき、依頼者の経営状態が悪化したため、期中に2回、役員給与を減額していたが、依頼者より相談を受けた際、定期同額給与について検討することなく、業績悪化改定事由に該当するとの判断から何らアドバイスもしていないまま、申告書を作成して提出した。しかし、税務調査によりこれが認められず、減額された役員給与が損金不算入となってしまった。これにより、法人税等につき過大納付税額が発生したとして、税理士は依頼者から損害賠償請求を受けた。

税賠保険における判断

- 税理士が定期同額給与について依頼者に対し事前に説明を行い、定期同額給与に該当するような減額改定を行っていただければ、役員給与の経費否認は発生しなかったことから、税理士に責任ありと判断された。
- 経営状態の悪化による資金繰りのため役員給与の減額を検討する等の相談は、課税要件事実の発生前に行う税務にかかわる指導・助言に該当することから、事前税務相談業務担保特約の支払い対象となった。

事例3 法人税

合併における助言誤りにより、過大納付法人税額が発生した事例

概要

税理士は、法人税申告業務を受任している依頼者法人から合併に関する相談を受けた際に、提案を受けた合併計画にて、被合併法人において発生している未処理欠損金額を合併法人である依頼者法人に全額引き継ぐことができると助言をして、依頼者法人はこの助言を踏まえその計画通りに合併を行った。税理士は、被合併法人の未処理欠損金額を依頼者法人の欠損金とみなして申告書を作成し提出したが、提出期限後に見直ししたところ、一部の未処理欠損金額については発生事業年度の関係から引継ぎが制限されるため金額の引継ぎができないことに気づき、このことを依頼者法人に報告し修正申告を行った。税理士が正しい助言を行っていただければ被合併法人の未処理欠損金額を全額引き継ぐために合併期日を計画していた日付より前に設定することができたとして、税理士は依頼者法人から損害賠償請求を受けた。

税賠保険における判断

- 合併に関する事前相談を受けた際に税理士が正しい助言を行っていただければ、依頼者法人は被合併法人の未処理欠損金額を全額引き継ぐように合併期日の計画を変更したものと認められた。このため、一部の未処理欠損金を引き継ぐことができなかったことにより発生した過大納付法人税額については、税理士に責任ありと判断された。
- 法人を合併するにあたり被合併法人の未処理欠損金額を合併法人に引き継ぐか否かの相談は、課税要件事実の発生前に行う税務にかかわる指導・助言に該当することから、事前税務相談業務担保特約の支払い対象となった。

IV 情報漏えい・サイバーリスク担保特約 (任意加入)

本特約のみの加入はできません。必ず税理士保険(主契約)にご加入のうえお申込みください。

1 本特約の特長

- 1 情報「漏えい」またはその「おそれ」を発見した時の損害賠償金および各種対応費用を補償します。
- 2 情報漏えいだけでなく、税理士業務を取り巻くサイバーリスクを補償します。
- 3 サイバー攻撃の「おそれ」が発見されたことにより、サイバー攻撃の有無を判断するために支出する費用を補償します。
- 4 サイバー攻撃に起因する「賠償責任」や、「原因調査、損壊データ復元、再発防止等の対応費用」を補償します。
→被害範囲の確認や影響範囲の調査・影響個所の特定、顧客対応に必要な費用等を補償します。



税理士事務所のサーバーがサイバー攻撃を受け、サーバーシステムが破損し復旧費用が掛かった。



税理士事務所のサーバーがマルウェアに感染し、原因調査・分析の費用が掛かった。



税理士事務所のHPが不正アクセスを受け、原因調査・復旧費用が掛かった。

*本特約で対象とする「情報」とは、

- ①個人に関する情報で、その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます)
- ②実在する法人・個人事業主に関する情報で、その法人・個人事業主が公表していない内部情報をいいます。ただし、金融商品取引法第166条第2項に定められる重要事実に関する情報(株式の募集、株式交換、合併、会社の分割など)を除きます。

2 被保険者

本特約で補償を受けることができる方(被保険者)は、次のとおりです。

●被保険者の範囲

(1) 税理士	加入者証に名称が記載された税理士または税理士法人(以下、「記名被保険者」といいます)
(2) 税理士法人	
(3) 上記(1)の業務の補助者たる税理士	記名被保険者の業務の補助者としての業務遂行に関してのみ補償の対象(被保険者)となります
(4) 上記(2)の社員または使用人である税理士	

3 補償内容

※補償内容の概要を記載しております。詳細及び用語の意味は約款をご確認ください。

[1] 損害賠償責任に関する補償

記名被保険者の税理士業務を遂行するにあたり、次の(①、②、③、④)の事由に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

- ①情報の漏えいまたはそのおそれ
- ②記名被保険者のコンピューターシステムの所有、使用または管理に起因して発生した次の(ア・イ・ウ)いずれかの事由(①、③を除きます)
 - ア. 他人の事業の休止または阻害
 - イ. 磁気的または光学的に記録された他人のデータまたはプログラムの滅失または破損(有体物の破損を伴わずに発生したものに限り)
 - ウ. アまたはイ以外の不測の事由による他人の損失の発生
- ③記名被保険者がコンピューターシステムにおいて提供するデータ、データベース、ソフトウェアまたはプログラムによる文書、音声、図画などの表示または配信によって生じた他人の著作権、意匠権、商標権、人格権またはドメイン名の損害。ただし、情報の漏えいまたはそのおそれを除きます。
- ④記名被保険者がデジタルコンテンツを公表、表示、配信、提供、その他の業務における利用することによって生じた名誉損、人格権の侵害、広告および宣伝内容の誤り、情報およびアイデア等の盗用、著作権または商標権の侵害

[2] 事故対応費用に関する補償

保険期間中に、情報の漏えいまたはそのおそれを発見もしくは記名被保険者が使用・管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃を発見し、事故対応期間(被保険者が最初に事故を発見した時からその翌日以降1年が経過するまでの期間)内に被保険者がその対応のために各種費用を負担することによって生じた損害に対して、保険金をお支払いします。(各種費用については16ページ[お支払いする保険金・お支払い方法]をご覧ください)

※サイバー攻撃対応費用についてのみ、サイバー攻撃のおそれを含みます。

※訴訟対応費用については、保険期間中に被保険者に対する損害賠償請求がなされた場合に限り。

※本特約の保険適用地域は全世界となります。

4 支払限度額・免責金額 (保険料は個人用P24～25、税理士法人用P26～27をご覧ください)

特約タイプ	支払限度額	
	賠償責任(1請求/保険期間中)	事故対応費用(1事故/保険期間中)
A型	500万円	250万円
B型	1,000万円	500万円
C型	3,000万円	1,500万円
D型	5,000万円	2,500万円

●支払限度額は4種類の特約タイプから選択できます。

●免責金額0円です。

5 お支払いする保険金・お支払い方法

[1] 損害賠償責任に関する補償

●次の①～③の合計金額に対し保険金をお支払いします。ただし、ご加入時に設定した支払限度額（保険期間中）が限度となります。

●損害賠償責任に関する補償に免責金額はありません。

① 法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。
② 争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず調停・示談等も含みます。）
③ 協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

[2] 事故対応費用に関する補償

主な費用を記載しています。詳細は約款をご確認ください。

●次のような諸費用に対しすべての保険金を合算して、特約タイプの支払限度額を限度として保険金をお支払いします。

●事故対応費用に関する補償に免責金額はありません。

費用の名称	お支払いする費用の概要
①サイバー攻撃に対応する費用	事故発生時にサイバー攻撃またはそのおそれが見えられたことにより、コンピュータシステムの遮断対応を外部委託した場合や、サイバー攻撃の有無を判断するために支出する費用
②原因・被害範囲を調査する費用	事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全のための費用
③事故対応に関連する費用	事故対応に必要な人件費・通信費・社告費用・コールセンター委託費用、事故発生時の対策相談コンサルティング費用、損害を受けたデータ等の復旧費用、コンピュータ等の周辺機器の修理費用等
④情報漏えいに対応する費用	公表等の措置により個人情報または法人情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に、その被害者に対して謝罪のために支出する見舞金（法人の場合は見舞品の購入費用）等
⑤再発防止のための費用	事故の再発防止のために支出する必要かつ有益な費用
⑥訴訟に対応するための費用	被保険者に提起された損害賠償請求に対応するために直接必要な弁護士費用・コンサルティング費用・裁判所に提出する文書の作成費用等

6 保険金のお支払い対象とならない主な場合

●保険のお支払い対象とならない場合の一部を記載しております。詳細は保険約款をご確認ください。

①	被保険者の故意（被保険者ごとに個別に判断します）
②	保険期間の開始日より前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます）
③	被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為（ただし、過失犯を除きます）
④	被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます）
⑤	他人の身体の障害
⑥	他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐欺 ※ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐欺に起因して発生した情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。
⑦	特許権または商標権等の知的財産権の侵害（ただし、P15[1]④の著作権の侵害を除きます）
⑧	記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求
⑨	IT業務の遂行

7 想定される事故例（実際の保険金支払い事例ではありません）

- 事務所職員が顧客情報を無断で持ち出し、名簿業者に売却した。
- 事務所荒らしの被害に遭い、保管していた関与先のマイナンバーが持ち出された。
- パソコンまたはUSBメモリを盗まれ、個人情報流出のおそれが発生した。
- 関与先の個人情報を記載した文書を、メールの宛先設定を誤り別人に送ってしまった。
- 事務所のパソコンがウイルスに感染し、パソコン内に保存していた個人情報流出した。
- 顧客を装った者からのメールに添付されていたファイルを開いてしまった結果、税理士が使用しているパソコンが不具合をおこしてしまい、メールを送信していないのに勝手に送信されてしまう、送金していないのに勝手に送金されてしまうといった事態になってしまった。
- 税理士法人の運用するシステムに外部から大量のデータが送り込まれたことにより、顧客情報の確認ができなくなり、税理士業務に支障をきたした。
- 事務所のウェブサイト外部から侵入があり、ウェブサイトの内容を勝手に書き換えられてしまった。

V 加入のお手続きについて

1 申込方法 申込手続き後、1～2カ月を目処に加入者証を郵送いたします。

- 記入例にならって、「日本税理士会連合会保険料口」専用の払込取扱票（兼加入申込書）に必要事項を記入し、申込兼確認印欄にご捺印のうえ、ゆうちょ銀行（郵便局）から保険料をお払込みください。
※保険料のお払込みをもってお手続きは完了します。その他にご提出いただく書類はありません。
〈保険開始日7月1日 保険期間1年間の場合〉

個人用
(開業税理士
所属税理士)

02 東京 払込取扱票 日本税理士会連合会保険料口

001901 353998 ¥171000

999999 税務太郎

141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 税務太郎税理士事務所 03-5740-0908 東京

認印で差支えありません。

法人用
(税理士法人)

※税理士法人本店にて、
支店と一括でご加入
ください。

02 東京 払込取扱票 日本税理士会連合会保険料口

001901 353998 ¥817800

999999 OX△税理士法人

141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 03-5740-0908 東京

申込兼確認印は、社員税理士の認印でも
差支えありません。

〈ご留意点〉

保険料が10万円を超える場合は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、ゆうちょ銀行（郵便局）には「取引時確認」が義務付けられています。確認書類・委任状 等をご準備ください。

ご参考

保険料計算は、取扱代理店ホームページの保険料計算シミュレーターをご利用ください。
契約タイプや税理士数、特約の有無などを選ぶだけで、保険料を算出できます。

日税連保険サービス 税賠保険 検索 www.zeirishi-hoken.co.jp



個人

法人

2 税理士登録別のご加入方法一覧

- 保険開始日の税理士登録区分により、加入方法が異なります。
- 個人用保険と法人用保険の2種類があります。

※保険期間の途中で税理士登録区分に変更が生じた場合は、変更後の登録区分に応じた保険への加入手続きが必要です。

- 【例1】開業税理士から社員税理士に変更 → 「法人用保険」
【例2】社員税理士から開業税理士に変更 → 「個人用保険」

【税理士登録区分別のご加入方法一覧表】

【開業】税理士	個人用保険にご加入ください。
【開業】所属税理士	開業税理士の補助者として行った業務については、一般的には所長税理士へ賠償請求が提起されます。所長税理士がこの保険に加入している場合は、被保険者に含まれますので、個人的に保険加入の必要はありません。ただし、所属税理士が直接受任する業務は保険の対象外となりますので、個別に個人用保険にご加入ください。
【税理士法人】社員税理士	法人用保険に税理士法人本店にて支店一括でご加入ください。
【税理士法人】所属税理士	税理士法人の補助者として行った業務については、一般的には税理士法人へ賠償請求が提起されます。税理士法人がこの保険に加入している場合は、被保険者に含まれますので、個人的に保険加入の必要はありません。ただし、所属税理士が直接受任する業務は保険の対象外となりますので、個別に個人用保険にご加入ください。

ご注意点！

いわゆる勤務税理士（開業税理士登録をし、他の税理士事務所に雇用されている税理士）が自己の名において、税理士業務を行う場合は、「個人用保険」にご加入ください。

3 保険料算出における人数の取扱い

※人数は正しくご申告ください（税理士資格をもたない職員も人数に含めます）。→P22「その他職員」の考え方について。

【1】個人用保険

- 個人用保険では、保険料算出における計算基礎を、保険開始日*の「事務所総人数」としています。
- 事務所総人数とは、所長税理士、所属税理士、その事務所に勤務するいわゆる勤務税理士、事務職員、家族従業者、アルバイト・パート等をいいます。ただし、職員のうち、税務・会計業務（帳簿入力等の業務を含みます）に全く携わっていない者は、当該人数に加える必要はありません。

【2】法人用保険

- 法人用保険では、保険料算出における計算基礎を、保険開始日*の「社員税理士人数」および「事務所人数」としています。
- 事務所人数とは、社員税理士を除き、当該税理士法人の使用人である所属税理士、いわゆる勤務税理士、事務職員、アルバイト・パート等をいいます。ただし、職員のうち、税務・会計業務（帳簿入力等の業務を含みます）に全く携わっていない者は、当該人数に加える必要はありません。
- 法人用保険は、税理士法人を加入単位としています。したがって、本・支店が別々に保険に加入することはできませんので、ご注意ください。

*保険開始日について

保険料払込日が2024年6月28日までの場合は2024年7月1日が保険開始日となります。
保険料払込日が2024年7月1日から2025年3月31日までの場合は、保険料払込日の翌月1日が保険開始日となります。

【3】個人用・法人用共通

- アルバイト・パート・派遣社員等が業務に従事している場合
年間を通じて240時間以上業務に従事している場合は、人数に加えてください。
- 会計法人に会計業務を委託している場合
税理士または税理士法人が受任した会計業務を当該税理士または税理士法人の社員が主宰する会計法人に委託している場合、当該会計法人の従業員数も「事務所総人数」または「事務所人数」に加算します。
〈理由〉当該会計法人の会計処理の過誤に気付かずして税務処理を行ったことにより依頼者に損害を与えた場合は、税理士または税理士法人が直接損害賠償責任を負うことになるため、会計法人は税理士事務所の一部門とみなされます。

4 保険期間中の人数変更の取扱い

- 本保険では、保険開始日*の、事務所総人数（個人用保険）または社員税理士人数・事務所人数（法人用保険）をもって年間保険料を算出し、確定する取扱いとしています。したがって、**保険期間中において、当該計算基礎となる人数に変更が生じても契約内容の変更手続きは不要です。**この場合、人数変更による保険料の追加または返れいは行いません。

※保険料払込み後、保険開始日までに人数の変更（人数内訳の変更を含む）が生じた場合は、必ず保険開始日の前日（土日を除く）までにご連絡ください。

5 人数の取扱いに関するQ&A P22～23の〈ご参考〉も合わせてご確認ください

Q1 アルバイト、パート、派遣社員は人数に含めますか？

A1 税務業務（会計帳簿の入力作業等を含む）に携わり、なおかつ年間を通じて240時間以上勤務する方は人数に含めます。

Q2 職務が事務所内の総務、経理のみの場合、その人は人数に含めますか？

A2 税務業務に全く携わらないことが明らかな場合は含めません。

Q3 保険開始日に産休、育休等により休職している人は人数に含めますか？

A3 保険開始日時時点で休職中の方は含めません。

Q4 会計業務を別会社の計算センターに委託している場合、その計算センターの職員は人数に含めますか？

A4 税理士がその計算センターを主宰している場合は含めます。

上記【3】個人用・法人用共通「●会計法人に会計業務を委託している場合」をご参照ください。

もし事故が起きたときは

保険事故に関するご相談・受付窓口

ご所属の税理士会	お問い合わせ先
東京 東京地方 千葉県 関東信越 北海道 東北	TEL.03-3349-5381 受付時間：平日／午前9時～午後5時まで 損害保険ジャパン株式会社（東日本幹事引受保険会社） （担当課）本店火災新種専門保険金サービス部 医師・専門賠償保険金サービス課
近畿 名古屋 東海 北陸 中国 四国 九州北部 南九州 沖縄	TEL.03-3515-7507 受付時間：平日／午前9時～午後5時まで 東京海上日動火災保険株式会社（西日本幹事引受保険会社） （担当課）本店損害サービス部 医師・専門職業損害サービス室

加入手続きに関するお問い合わせ先

取扱代理店

株式会社日税連保険サービス

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階

TEL.0120-320-912 FAX.03-5435-0907

www.zeirishi-hoken.co.jp

日税連保険サービス

検索

引受保険会社

●東日本幹事引受保険会社●

損害保険ジャパン株式会社（担当課）団体・公務開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL.03-3349-5402 受付時間：平日／午前9時～午後5時まで

●西日本幹事引受保険会社●

東京海上日動火災保険株式会社（担当課）広域法人部法人第二課

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

TEL.03-3515-4153 受付時間：平日／午前9時～午後5時まで